

港湾・海岸の整備促進等に関する提言

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
2. 総合的な防災・減災対策の強化・促進
 - (1) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。
 - (2) 大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。
 - (3) 津波などの波浪の観測体制を強化するとともに、専門家の派遣等の支援体制を確立すること。
 - (4) 海岸堤防等の整備を推進するとともに、防災機能の強化を図ること。
3. 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、重要港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備の推進を図ること。
4. 侵食が進んでいる海岸について、浸食対策への技術的支援を講じるとともに、離岸堤の整備など海岸浸食対策事業に対し財政措置の充実を図ること。
5. 地域の活性化に資するため、港湾・海辺の資産を活用した交流空間の整備・充実等を推進し、「みなとまち」の振興施策の推進・拡充を図ること。

また、国際クルーズネットワークに対応した旅客船専用岸壁や旅客ターミナルの整備を図ること。
6. 海面処分場を確保するため、廃棄物埋立護岸の整備を促進すること。

7. 老朽化した港湾施設の有効活用を図るため、維持補修に対する財政措置の充実を図ること。

8. 漂着・漂流ごみ対策

- (1) 市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し、地域の実態を踏まえ、平成 25 年度以降における新たな財政措置を講じるとともに、海岸漂着物に係る関係法令の整備を行うこと。
- (2) 海岸漂着物処理推進法による処理責任の明確化等の趣旨に対応した措置を講じること。
- (3) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について多国間での協議を行い、責任の所在とモラルの徹底を取り決めること。

9. 東日本大震災関係

- (1) 多重防災型まちづくりに必要な湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設等の速やかな復旧整備を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等についても早期の整備を促進すること。
- (2) 産業活動の拠点となる公共ふ頭の速やかな復旧及び嵩上げと港湾物流機能向上に係る施設の早期確保を図ること。
- (3) がれき等の災害廃棄物の輸送及び復興整備に係る建設資材の搬入等における海上輸送の利用促進策を講じること。
- (4) 大水深岸壁の整備と岸壁、荷役機械及び野積場の一体的な耐震化を図ること。
- (5) 民間埠頭運営会社への財政支援制度の拡充と税制上の支援制度を創設すること。
- (6) 港隣接の公園や漁港区、背後地で進めるまちづくり事業と連携し、かつ防災機能を有する国の港湾業務庁舎の整備を図ること。